

公民館等を利用される皆様へ（大切なお知らせ）

1 令和6年度より公民館施設はインターネット上での予約となりました

令和6年度より、中央公民館・滋野・柘津・和・北御牧・青少年研修センターの予約は、インターネット（スマホ、パソコン等）からの予約となり、紙ベースでの予約（申請、予約表への記載等）は、廃止されました。※電話や予約表での予約、予約確認はできません。

2 公民館施設を利用（予約）するために必要な手続き（随時申請いただけます）

（1）公民館利用団体登録申請（申請書の提出）

公民館の利用には、利用団体登録をしていただく必要がありますので、全ての団体の皆さんに登録申請をお願いします。

※利用料の減免を受けるためには、別に社会教育関係団体の認定を受けてください。

＜申請方法＞

① 申請書類の提出

申請書類を各公民館の窓口へ直接提出するかメールで送信してください。

② 代表者の本人確認（メールで提出した場合も、確認のためにお出かけいただきます）

申請書類の審査にあたり、各公民館の窓口にて代表者の本人確認が必要になります。

次の書類を提示の上、本人確認をお願いします。

ア 顔写真のついている書類の場合

運転免許証 マイナンバーカード パスポート などの何れか1点を提示ください。

イ 顔写真のない書類の場合

健康保険証 年金証書 介護保険証 などの2点を提示ください。

（2）利用者登録（利用申込をする担当者が行う）

東御市公共施設予約システム (<https://k2.p-kashikan.jp/tomi-city/index.php>) にアクセスして右上の利用登録から登録をお願いします。

最終的に団体毎にID（1団体に1つ）を付与しますので、利用申込作業を行っていただく方をあらかじめ決めておいてください。また、予約の受付確認、連絡は全てメールで行われますので受信可能なメールアドレスの登録が必要になります。

※予約は、公民館利用登録団体で利用者登録が行われている方（代表者か連絡者）のみ可能です。

利用者登録されたデータと、(1)の公民館利用団体登録申請書との確認を行います。申請書が提出されていない場合は、登録の承認ができませんので事前に申請書の提出をお願いします。

（3）本パスワードの登録

上記の利用者登録が問題なければ承認となります。IDと仮パスワードを記載したメールを送信しますので、仮パスワードをご自身が覚えやすいパスワードに変更してください。これが本パスワードとして、以降の施設予約において有効となります。

***上記の手続きがスマホ、パソコン等では困難な場合**

中央公民館にて関係する手続きをお手伝いしますのでお出かけください。

3 予約システムでの施設の利用予約（利用申込をする担当者が行う）

（1）施設予約の申し込み

スマートフォン、パソコンなどから「公共施設予約システム」を使って空き状況を確認の上、施設の予約（仮予約）をしてください。（電話等での予約の受付・照会はできません）

* (1) が難しい場合は、携帯電話などをご持参いただき、お手数ですが、窓口までお出かけください。

(2) 予約確定の確認

施設予約申込後、公民館にて申込内容を確認の上、条件を満たしていれば「予約の確定」を行います。確定通知のメールもしくは予約システムにてご確認願います。

(3) 確定後の変更や取り消し

確定した予約の変更や取り消しが生じた場合は、前日までに、予約システム上で所定の手続きを行ってください。

(4) 予約開始日と1日間にできる予約数

予約は毎月1日の午前9時以降、翌々月まで2ヶ月分が可能です。ただし、同一団体が大量に予約してしまうことを防止するため、入力日1日につき4件を上限とします。次回の予約については、土日・祝日・年末年始を除いて2日間を経過してからの受付とします。

*規定の件数および申請間隔が守られなかった場合は、該当する全ての予約が取り消されます。

4 オンライン予約システム利用規定

(1) 「利用団体登録」を行っていない団体のシステム利用はできません。

(2) 利用最低人数は原則5名以上です。

(3) 利用状況確認のため、活動実態の確認や追加資料の提出を求める場合があります。

(4) 登録時の要件と異なる利用や不適切な利用（下記*参照）が確認され、指導実施後も状況が改善されない場合は利用許可を取り消す場合があります。

*閉館時刻後も退館しない 規定の予約件数を守らない 連絡のない予約キャンセル
名義貸し（転貸）を行う 指定用途以外の施設利用 等

施設利用料の減免を受けるためのてびき

1 社会教育団体登録

公民館施設の減免利用を希望する場合は、当該団体が「社会教育団体」であることが条件となります。

*注意 現在無料で利用されている団体（文化協会、スポーツ協会への加盟団体等）であっても、必要な手続きを実施されない場合は来年度以降有料となります。ご注意ください

社会教育団体とは

(1) 公民館運営にあたっての基本的な考え方

公民館は、社会教育法に定められた市民の生活文化の振興と社会福祉の増進に寄与することを目的に設置された公共施設です。そのため、多くの市民が集い、文化的・健康的な活動ができるよう施設を開放します。

このことを前提として公民館では、市民の生活課題や地域課題を解決するための学習の場として、市民の暮らしの向上や安心して住みやすい地域づくりを目指した市民活動を支援します。中でも、市民交流や人材の育成とともに、社会教育活動の地域への広がりや活動成果の地域還元を目指した取り組みを行う「社会教育団体」を認定し、活動を支援しています。

(2) 社会教育団体の認定条件

- ①市民だれもが参加できる文化・芸術・福祉・ボランティア・まちづくり等の学習を目的とした団体であること。
- ②次の実体を備えた団体であること。

- a 団体の会員は、5名以上であること。(ただし、会員の半数以上が市内在住・在勤・在学する者であること)
 - b 団体の活動目的や計画を有すること。
 - c 会計を有すること。
 - d 講師謝礼は実費程度であること。
 - e 主として社会教育に関する事業を行いその成果が期待できること。
- ③営利事業、政治活動及び宗教活動を行う団体でないこと。
- ④関係する法令を遵守できること。
- ⑤公民館の使用ルールを守って、正しく利用できること。
- ※「社会教育団体」以外の団体が公民館を利用する場合でも、上記認定要件のうち、下線の項目を充足することが必要です。

2 登録申請期間

「社会教育団体」は単年度ごとの更新で、例年は年度末に期間を定めて新規・更新の申請を受け付けていますが、オンラインシステムへの移行に伴う緩和措置として、令和6年度分については、期間を限定せずに1年を通じて随時受付を行います。

<注意事項>

- 社会教育団体の登録には別途審査期間が必要となります。
- 文化協会やスポーツ協会等への加入団体、行政関係団体等において、減免利用が必要な場合、各協会又は市役所関係課にご相談ください。

【申請に必要な書類について】

関係様式を市HP及び各公民館窓口で公開します。

「利用団体登録申請書」「社会教育団体登録申請書」は、右QRコードからダウンロードいただけます。



QRコード

【問合せ先】 中央公民館
(事務局:地域づくり支援課地域コミュニティ推進係)
(担当)西牧、春原
☎75-5506 FAX64-5610